民生委員・児童委員ネットワーク促進事業実施要領

1 事業の目的

少子高齢化の進展、家族機能の弱体化等で民生委員・児童委員の存在がますます重視されている。その中で、 地域で充実した活動を行うために、地域の福祉団体と意見交換を行うことにより、民生委員・児童委員のあり 方の検討、地域のネットワークを活かした活動の促進を図る。

2 事業の概要

事業を実施する民生委員児童委員協議会及び相手団体は次のとおりとし、互いに研究・協議事項を設け、活動事例や意見・情報を交換することにより研修の効果をあげる。

(1) 対象民生委員児童委員協議会

法定単位民生委員児童委員協議会またはその連合体民生委員児童委員協議会。ただし、町村は地区単位も 法定単位民生委員児童委員協議会とみなす。

(2) 相手団体

事業を実施する民生委員児童委員協議会が活動する地域の福祉団体

3 事業の実施方法

- (1) 事業を実施する民生委員児童委員協議会は、相手団体と協議のうえ、事業実施計画書(様式第1号)を富山県民生委員児童委員協議会(以下「本会」という。)に提出する。
- (2)(1)について本会が適格と認めた場合は、事業実施承認書を当該民生委員児童委員協議会に通知する。

4 事業報告及び委託費の支払い

- (1) 事業を実施する民生委員児童委員協議会は、事業完了後、事業実施報告書(様式第2号)に研修資料を添付し本会に提出するものとする。
- (2) 提出された事業実施報告書に基づき、事業に要した額を予算の範囲内で委託費として実施民生委員児童委員協議会に交付する(限度額は50,000円)。ただし、市町村民生委員児童委員協議会以外が実施民生委員児童委員協議会となる場合は、事業実施計画書および事業実施報告書は市町村民生委員児童委員協議会を経由し、本会に提出する。また、本会からの実施承認書および委託費の交付は、市町村民生委員児童委員協議会を経由して行う。

5 その他

本研修の実施にあたっては、あらかじめ団体と資料を交換しておくなど、実施の効果を高めるために必要な方法を講じる。

民生委員・児童委員ネットワーク促進事業経費支出基準

①報償費

- •講師謝礼•講師交通費
 - ⇒金額は特に定めないが、県基準を大きく上回る場合は要精査
 - ⇒民生委員や相手団体(=参加者)に対する謝礼は不可 ※お互いのコミュニケーションを図りネットワークを構築するためのものなので必要ない と考えられる(対等関係)
 - ⇒研修謝礼(施設への手土産等)は不可 ※研修に施設見学など施設側の負担が生じる場合は可 ※単に相手団体へ赴き、会議室等で話すだけでは必要なしと考えられる

②会議費

- ・飲み物代
 - ⇒弁当は、研修に要しない場合は不可(研修終了後に食べて解散など) ※お昼をまたぐ研修内容であれば可
 - ⇒研修中のお茶などは可

③旅費(交通費)

- ・基本的には実費弁償のみ(電車代、バス借上料など)
 - ⇒活動区域内で行う場合は基本的に不要と思われる
 - ⇒ガソリン代を実費弁償する場合の計算は、県の場合 1 km につき 37 円 (条例第 18 条の 2、規則第 8 条の 3)
 - ⇒予め額を決めて支給する場合は「報酬」扱いとなるので、民児協側で源泉徴収手続きが必要となる
- ④印刷費 ⇒ 資料印刷代
- ⑤消耗品費 ⇒ 事務用品・コピー用紙・文具等
- ⑥通信費 ⇒ 切手・はがき等
- (7)賃借料 → 会場使用料

⑧その他費用

- ・啓発グッズなど
 - ⇒「研修に必要な支出か」を基準にケースバイケースで判断